

別添 4 農福連携型（普及啓発推進対策事業）

第 1 目的

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の確保や荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携の取組の全国的な推進により、障害者等の雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持につながります。

政府は、農福連携等を一層強力に推進していくため、令和 6 年 6 月に「農福連携等推進ビジョン（2024 改訂版）」を決定し、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、農福連携等に取り組む主体数を令和 12 年度末までに 12,000 以上とし、地域協議会に参加する市町村数を 200 以上とする目標を新たに設定しています。

このため、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発推進対策事業）（以下「本事業」という。）では、農福連携の一層の推進に向けた、（1）農福連携等応援コンソーシアム（令和 2 年 3 月設立）の運営を通じ、農福連携を実践する主体、経済団体や消費者等の各回の関係者をつなぎ、農福連携の普及啓発を行う「各界と連携した農福連携の普及啓発」、（2）企業やこれから農業を開始する者への農福連携の普及啓発等を行う「農福連携の取組主体の拡大」、（3）地域ブランド化等を通じて農福連携の取組の拡大や継続につなげるための「農福連携の新たな価値創出と消費者への訴求」、（4）地域協議会の設立の推進及びユニバーサル農園の設立・発展に向けた「農福連携の取組の推進」を支援し、農福連携の全国展開を図ります。

第 2 事業内容等

この要領により公募を行うメニュー名、事業期間は次のとおりであり、事業内容、交付率、上限額及び公募予定数は別表 1 から 4 に定めるとおりです。

1 メニュー名

普及啓発等推進

- （1）各界と連携した農福連携の普及啓発（別表 1）
- （2）農福連携の取組主体の拡大（別表 2）
- （3）農福連携の新たな価値創出と消費者への訴求（別表 3）
- （4）農福連携の取組の推進（別表 4）

2 事業実施期間

事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和 8 年 3 月 19 日までとします。

第 3 事業の目標設定

事業の実施に当たっては、目標及び指標について別表 5 の例を参考に設定してください。

第 4 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

「令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や成果目標、主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。なお、振興交付金の対象となる経費については、別表6を参考としてください。

(2) 提案書に添付する資料

ア 原則

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

- (ア) 提案者の設立趣意書、定款、規約等
- (イ) 提案者の活動内容の概要が確認できる資料
- (ウ) 提案者の過去3年間の事業報告（設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の事業実績が分かる資料）
- (エ) 提案者の財務状況が確認できる資料（直近3ヵ年の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等。設立して間もない提案者の場合は、設立から現在までの財務状況が分かる資料）
- (オ) 役員・職員名簿及び組織図
- (カ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
- (キ) 事業費の決定に係る根拠資料（積算資料）

イ 事業実施主体が地域協議会の場合

上記の資料に加えて、以下の資料を全て添付してください。ただし、提案書の提出時点で地域協議会が設立されていない場合には、地域協議会を設立するための規約等の案を添付してください。その場合、交付等要綱第5に定める農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第6に定める事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を国に提出する時までに地域協議会を設立する必要があることに留意してください。

- (ア) 実施要領案別記5の第1の1の要件を満たす地域協議会の設立を確認できる資料
- (イ) 提案者が開催した直近の総会等の資料、予算資料及び決算資料
- (ウ) 地域協議会に参加する者の活動内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判13ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の2から7までを指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

オ 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書本体には提案

者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

第5 審査の観点

審査は、別紙1から4に掲げる評価基準に基づき行います。

別表1（第2関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
各界と連携した農福連携の普及啓発	農福連携等応援コンソーシアム（令和2年3月設立）の運営を通じ、農業経営体や障害者就労施設等の農福連携を実践する主体、経済団体や消費者等の各界の関係者をつなぎ、農福連携の普及啓発を行うため、以下の事業を行う。 （1）農福連携等応援コンソーシアムの運営支援 農福連携等応援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の事務局として運営支援を行うほか、以下の取組を行う。また、コンソーシアムに部会等の下部組織が設置された場合には、各組織の事務局との連絡調整を行う。運営にあたっては、農林水産省と協議を行った上で実施する。 ア 年1回以上、総会を開催する。また、総会の開催に併せて各地方農政局等で行う地域別交流会（仮称）の開催にあたり必要な支援を行うとともに、各局別の開催結果をとりまとめて公表する。 イ 厚生労働省、文部科学省及び法務省と十分連携した上で、業界団体に農福連携の普及啓発活動を実施する。 その際、具体的な目標を設定した上で実施することとし、普及啓発を行う業界団体に対して、コンソーシアムへの参画を働き掛けるよう留意する。 （2）農福連携の優れた取組を表彰する「ノウフク・アワード2025」の実施 ア 募集方法 全国各地の農福連携の実践者のうち、過去に応募していない実践者からの新規応募や、多様な農福連携への取組に関する応募が集まるように、新たな視点を盛り込んだ募集を行う。 募集方法は農林水産省と協議の上で決定する。 イ 審査方法 審査に当たっては、地域の農林水産業への貢献、障害者等の社会参画の実現、取組の独自	予算額は3,000万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。

	性や継続性など、多様な農福連携への取組を評価できる審査基準を設定する。また、コンソーシアムの下に、有識者からなる審査委員会を設置し、適正かつ効率的な審査ができる仕組みを構築する。 ウ 表彰式の開催等による情報発信 審査によって選ばれた優れた取組を表彰し、その取組内容を広く発信するための表彰式を行う。また、表彰団体の取組事例集を作成し、コンソーシアム会員を通じて、その傘下団体、企業等に周知するほか、Webサイト、各種メディア等を活用して、広く情報発信する。取組事例集の形式は、農林水産省と協議の上で決定する。 また、表彰式の開催と併せて、効果的に農福連携の普及啓発が図れる取組を行う。 エ 各種PR ポスター、パンフレット、動画の作成、配布、公開等により、農福連携全体の普及啓発を行う。 (3) コンソーシアム会員と農福連携の実践者が連携した課題解決プロジェクトの実施 ア プロジェクトの目的 本プロジェクトは、コンソーシアム会員である農業経営体、障害者就労施設等の農福連携の実践者と連携しながら、農福連携の商品の販売促進等の農福連携の課題の解決を図ることを目的としている。 イ 運営、企画 農福連携の商品の商談会やバイヤーを対象とした産地見学会など、農福連携の商品の販売促進に向けた取組を行う。参加者や課題の設定方法等、プロジェクトの具体的な企画運営方法について検討の上、農林水産省と十分協議した上で、プロジェクトを運営する。 ウ プロジェクト実施上の留意点 地域農業の発展に寄与する取組となるよう留意するとともに、企業への理解促進等の新たな視点を盛り込む。実施内容の詳細は、農林水産省と協議の上で決定する。 エ 企業の参画 プロジェクトには、コンソーシアム会員企業が必ず参画するものとする。企業の人材やノウハウの活用等を通じ、農福連携の課題解決に積極的に関わることができる企業が参加するように実施する。	
--	---	--

	オ 障害者等の参画 農福連携に取り組む農業経営体の代表者や障害者就労施設の管理者、支援員以外に、障害者本人が積極的にプロジェクトに関わることができるように配慮する。 (4) 情報発信 特設Webサイト等を活用し、(1)～(2)の取組に関する情報発信や、農福連携の普及啓発に繋がるような情報発信を行う。 特設Webサイトの運営に必要な経費等については、本事業の経費とすることができる。その他の必要な事項については、農林水産省と協議の上で決定する。 ア 本事業の取組に関する情報発信 農福連携のPRにつながる方策について具体的に検討の上、(2)のアワードのグランプリ受賞団体の取組紹介、(3)のプロジェクトの進捗状況、成果品等については、特設Webサイト、各種メディア等を活用するとともに、シンポジウムの開催等を通じて広く情報発信を行う。その際、実際の実施方策は農林水産省と協議の上で決定する。 イ 農福連携に関する情報（農福連携関係省庁の情報、各都道府県の取組（動画、イベントなどを含む。）、他の補助事業での成果等）を幅広く把握し発信する。 (5) 効果測定 アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記する。 (6) 実績報告書の作成 上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA4サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版はA4サイズ10ページ程度とする。最終的な実績報告書の分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議の上、決定する。 なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebサイトで公開する等、今後の取組に資するものとする。また、実績報告書及び参考資料については、農林水産省における二次利用を可能とするものとする。	
--	--	--

別表 2（第 2 関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
農福連携の取組主体の拡大	農福連携の取組主体の拡大に向けて、企業やこれから農業を開始する者への農福連携の普及啓発を行うとともに、農業経営体や障害者就労施設による取組を加速化させるため、以下の事業を行う。 （１）企業に対する農福連携の普及啓発 ア 実施内容 企業による農福連携の取組の推進に向けて、農福連携等応援コンソーシアム内に企業部会（仮称）を創設し、事務局として運営を行う。また、企業を対象としたセミナー、交流会、見学会、相談会等を開催する。 さらに、企業が農福連携に関心を持ち、新たに参画するきっかけとなるような、農福連携の新たな価値を検討してとりまとめる。実施内容の詳細は、農林水産省と協議の上で決定する。 イ 企業への周知 農福連携等応援コンソーシアムに参画している団体、Webサイト、各種メディア等の広告媒体を活用し、特例子会社等において障害のある社員が農業を実践している企業や、農福連携への新規参入に関心のある企業、農福連携に関心のある金融機関などに対し、アの取組について広く周知を行う。 （２）未来の担い手に対する農福連携の普及啓発 ア 実施内容 農福連携の取組について、これから農業を志す者や若手農業者に訴求するよう、農業高校の生徒や農業大学の学生等を対象とした動画や副読本の作成、農福連携のストーリーを伝えるための冊子作成や発表会の実施、新規就農者の育成に向けたプログラムとの連携、農福連携に熱心に取り組む若手農業者のセミナーなどを、「ノウフクの日」の関連イベント等として実施する。	予算額は3,500万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。

	イ 開催方法等 取組の効果が最大限に発揮されるような開催方法、募集方法とする。 (3) 農業経営体や障害者就労施設に対する農福連携の普及啓発 ア 実施内容 新たに農福連携に取り組む主体数の増加に繋がるよう、農福連携に取り組んでいない者（農業経営体、障害者就労施設）向けのセミナー及び活用できる支援策の内容周知を図るセミナーをそれぞれ最低1回以上実施する。また、全国の農福連携技術支援者の活動促進に向けた、ステップアップ研修（仮称）を実施する。 農福連携に取り組んでいない者向けのセミナーについては、これまでに各種調査、文献等で得られた農福連携の成果や、農福連携を実践している取組主体からの事例発表等を行う。 活用できる支援策の内容周知については、農山漁村振興交付金の活用事例の発表等とする。 農福連携技術支援者の活動促進に向けた取組については、すでに基礎的な知識を身につけている農福連携技術支援者を対象として、農福連携の取組主体数の増加や、地域協議会の設立に向けた、実践的な研修を行う。 実施内容の詳細は、農林水産省と協議の上で決定する。 イ 開催方法等 各セミナー等の効果が最大限に発揮されるような開催方法、募集方法とする。 ウ その他留意事項 アンケート等により、事前に知りたいことを確認して、効果的なセミナー等となるように工夫する。終了後はアーカイブ配信による情報発信や参加者からの相談に対応できる体制整備などを検討する。 (4) 農業経営体、障害者就労施設の農福連携の推進に向けた取組 ア 実施内容 農福連携の推進に向け、障害者がどのような作業に関わっているのか、全国の事例を分析して、3種類以上の作物について、作物別・作業難易度別の標準モデルを作成し、農福連携に新たに取り組む者の参考となる資料を作成する。（例えば、トマトの一連の農作業を分解	
--	---	--

	し、その作業の中で障害者が主に携わっている工程を表示の上で、難易度別に分類してモデル化する。) また、農福連携で行っている有機農業やスマート農業等の取組について、事例を収集して冊子にとりまとめる。 イ 横展開 作成資料が広く関係者に活用されるよう、周知する。 (5) 効果測定 アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記する。 (6) 実績報告書の作成 上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA 4 サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版はA 4 サイズ10ページ程度とする。最終的な実績報告書の分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議の上、決定する。 なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebで公開する等、今後の取組に資するものとする。また、実績報告書及び参考資料については、農林水産省における二次利用を可能とするものとする。	
--	--	--

別表 3（第 2 関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
農福連携の新たな価値創出と消費者への訴求	農福連携の新たな価値創出と消費者への訴求を通じて、全国的な農福連携の取組の拡大や継続につなげるため、以下の事業を行う。 （１）農福連携の商品の新たな価値創出 地域食や農の関係者等と連携した農福連携の商品の地域ブランド化や有機農産物の流通・販売の関係者と連携した取組など、農福連携の商品の新たな価値創出と消費者への訴求に向けたプランを策定する。プランの策定にあたっては、農産物（農福連携の商品に限らない。）の地域ブランド化や販路拡大に向けて取り組んだ知見を生かして行うものとし、その内容及び知見を踏まえた提案内容を提案書に記載する。また、プランには、地域ブランドや有機農産物の生産・流通・販売関係者等への聞き取り等を行い、その結果を反映させる。 また、プランの取組時に活用できる行政等の支援策についても併せてとりまとめる。 プランの策定に向けた検討方法等については、農林水産省とあらかじめ協議を行った上で、実施する。 （２）新たなプランの横展開 策定したプランに基づく試行的な取組を実施するとともに、全国の農福連携の実践者が活用できるように、図や写真を用いた分かりやすい資料にとりまとめ、農福連携の実践者等の関係者に広く知られるような取組を行う。その際、効果的な実施方法や実施時期を検討する。 （３）消費者への訴求 ふるさと納税サイトの活用など、農福連携の商品の新たな販路として活用できそうな方法を検討し、試行的に行う。 （４）効果測定 アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記する。	予算額は1,500万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。

(5) 実績報告書の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA 4 サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版はA 4 サイズ10ページ程度とする。最終的な実績報告書の分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議の上、決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebで公開する等、今後の取組に資するものとする。また、実績報告書及び参考資料については、農林水産省における二次利用を可能とするものとする。

別表 4（第 2 関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
農福連携の 取組の推進	（１）地域協議会の設立の推進に向けた取組 「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を踏まえ、農福連携等を定着させていけるような地域単位での仕組みづくり（地域協議会の設立）を推進するため、以下を実施する。 ア 設立に向けた支援 地域単位での仕組みづくりを全国で推進していくため、地域協議会を新たに設立する際に参考となる資料を作成する。 なお、作成にあたっては、既存組織を活用して設立する場合や、農業経営体が主体となって設立する場合など、地域の実状に応じて使いやすい資料となるように工夫する。 イ 設立や発展に向けた機運醸成 アで作成した資料が、都道府県、市町村、農業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用され、全国で地域協議会設立につながるような取組を行う。 また、全国の地域協議会の関係者や農福連携の実践者等が集まる場（全国農福連携サミット（仮称））の開催など、地域協議会の設立や発展を通じた農福連携の取組の更なる推進に資する取組を行う。 （２）ユニバーサル農園の設立・発展に向けた取組 「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を踏まえ、ユニバーサル農園（世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園をいう。以下同じ。）の設立・発展を推進するため、以下を実施する。 ア 設立や発展に向けた支援 ユニバーサル農園の設立や発展を全国で推進していくため、ユニバーサル農園を新たに設立する場合や、既存の農園をユニバーサル農園として活用する場合などに参考となる資料を作成	予算額は2,000万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。

する。

なお、作成にあたっては、自治体、JA、福祉事業所などの開設主体別にとりまとめるなど、ユニバーサル農園の設立主体にとって使いやすい資料となるように工夫する。

イ 設立や発展に向けた機運醸成

アで作成した資料が、都道府県、市町村、農業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用され、全国でのユニバーサル農園の設立や発展につながるような取組を行う。また、都市部の自治体向けのセミナーなど、全国的なユニバーサル農園の設立や発展に資する取組を行う。

(3) 効果測定

アンケート調査を実施するなど、効果測定の方法についても明記する。

(4) 実績報告書の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA4サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版はA4サイズ10ページ程度とする。最終的な実績報告書の分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議の上、決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebで公開する等、今後の取組に資するものとする。また、実績報告書及び参考資料については、農林水産省における二次利用を可能とするものとする。

別表 5（第 3 及び第 4 の 1 関係）

目標及び指標の例

メニュー名	目標	指標（単位）
1 各界と連携した農福連携の普及啓発	取組の参加者数、取組による効果	・農福連携等応援コンソーシアムの会員の増加数（件） ・農福連携の商品の新たな販売につながった件数（件） ・特設サイトの閲覧数（回）
2 農福連携の取組主体の拡大	確実な取組の実施、取組による効果	・企業に対する普及啓発を行った際に、農福連携への参入を検討した企業の割合（％） ・セミナー等を通じて農福連携に対する関心が高まった者の割合（％）
3 農福連携の新たな価値創出と消費者への訴求	確実な取組の実施、取組による効果	・策定したプランの資料活用を検討した者の割合（％） ・新たな販路による農福連携の商品の売上件数（件）
4 農福連携の取組の推進	確実な取組の実施、取組による効果	・機運醸成の取組により、地域協議会設立を検討した割合（％） ・機運醸成の取組により、ユニバーサル農園設立を検討した者の割合（％）

別表 6（第 4 の 1 関係）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）の対象経費

普及啓発等推進事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金等
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の 5 割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の 4 の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。）
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料（リース方式により移動式トイレを導入する場合は、実施要領案別記 5 の第 5 の 4 による。）
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が 3 年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が 3 年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

別紙 1

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進
「各界と連携した農福連携の普及啓発」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ----- ・ 地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ 事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ----- ・ 設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ----- ・ 経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ 事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ----- ・ 事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。 -----
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ----- ・ 関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	農福連携等応援コンソーシアム運営支援	8 点	A : 8 ~ 7 点 B : 6 ~ 5 点 C : 4 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ コンソーシアムの運営支援や総会の開催、地域別交流会（仮称）の開催支援についての具体的な提案がされているか。 ----- ・ 業界団体への農福連携の普及啓発活動にかかる具体的な提案がされているか。
	2	農福連携の優れた取組を表彰する「ノウフク・アワード 2025」の実施	8 点	A : 8 ~ 7 点 B : 6 ~ 5 点 C : 4 ~ 3 点	・ ノウフク・アワードの募集について、新規の応募や、多様な農福連携への取組に関する応募が集まるように、新たな視点を盛り込んだ募集の提案となっているか。

			D : 2 ～ 1 点 E : 0 点	・ 審査に当たって、多様な農福連携への取組を評価できる 審査基準を作成するための提案がされているか。 ----- ・ 表彰式の開催等による情報発信について、発信方法は具 体的かつ効果的なものとなっているか。
3	コンソーシアム会員と農福連 携の実践者が連携した課題解 決プロジェクトの実施	10 点	A : 10 ～ 9 点 B : 8 ～ 7 点 C : 6 ～ 3 点 D : 2 ～ 1 点 E : 0 点	・ プロジェクト参加者や課題の設定方法等、具体的な企画 運営方法について提示しているか。 ----- ・ 農福連携の商品の販売促進等の農福連携の課題解決につ ながるものとなっているか。
4	情報発信	4 点	A : 4 点 B : 3 点 C : 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 情報発信の内容は、農福連携の普及啓発に資するものと なっているか。 ----- ・ 発信方法は具体的かつ効果的なものとなっているか。
小計		30 点		
合計		60 点		

区分	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10 点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣る、E : 劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙 2

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の取組主体の拡大」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	企業に対する農福連携の普及啓発	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・企業を対象としたセミナー、交流会、見学会、相談会等の開催について、具体的な内容が提案されているか。 ・企業が農福連携に関心を持ち、新たに参画するきっかけとなるような、農福連携の新たな価値の検討やとりまとめにあたり、具体的な内容が提案されているか。
	2	未来の担い手に対する農福連携の普及啓発	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点	・これから農業を志す者や若手農業者に訴求するような「ノウフクの日」の関連イベント等について、具体的な内容が提案されているか。

				D : 2 ～ 1 点 E : 0 点	・上記取組について、効果が最大限に発揮されるような開催方法、募集方法が提案されているか。
	3	農業経営体や障害者就労施設 に対する農福連携の普及啓発	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ～ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・新たに農福連携に取り組む主体数の増加につながるようなセミナーの開催内容の提案となっているか。 ----- ・農福連携技術支援者向けのステップアップ研修（仮称）は、全国の農福連携技術支援者の活動促進に向けた研修内容の提案となっているか。 ----- ・各セミナー等の効果が最大限に発揮させるような開催方法、募集方法が検討されているか。
	4	農業者、障害者就労施設の農 福連携の推進に向けた取組	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ～ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・全国の事例を分析して、作物別・作業難易度別の標準モデルの作成や、農福連携に新たに取り組む者の参考となる資料の作成や、農福連携で行っている有機農業やスマート農業等の取組についての事例収集及び冊子作成について具体的に提案されているか。 ----- ・上記資料が広く関係者に活用されるような周知方法について提案されているか。
	小計		30 点		
	合計		60 点		

区分	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10 点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣る、E : 劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の新たな価値創出と消費者への訴求」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ----- ・ 地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ 事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ----- ・ 設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ----- ・ 経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ 事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ----- ・ 事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ----- ・ 関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	農福連携の商品の新たな価値創出	12 点	A : 12 ~ 10 点 B : 9 ~ 7 点 C : 6 ~ 4 点 D : 3 ~ 1 点 E : 0 点	・ 農福連携の商品の新たな価値創出と消費者への訴求に向けたプランの策定について具体的な方法が示されているか。 ----- ・ プランの策定にあたり、農産物（農福連携の商品に限らない。）の地域ブランド化や販路拡大に向けて取り組んだ内容及び知見を踏まえた提案内容が提案書に記載されているか。

				・プランの策定にあたり、地域ブランドや有機農産物の生産・流通・販売関係者等への聞き取り等を行い、その結果を反映させるための方法が具体的に示されているか。 ・プランの取組等に活用できる行政などの支援策についてとりまとめることについて、具体的な方法が示されているか。
2	新たなプランの横展開	8 点	A : 8 ~ 7 点 B : 6 ~ 5 点 C : 4 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・策定したプランに基づく試行的な取組の実施について、具体的に提案されているか。 ・全国の農福連携の実践者が活用できるように、図や写真を用いた分かりやすい資料にとりまとめ、農福連携の実践者等の関係者に広く知られるような取組の効果的な実施方法や実施時期について、具体的に提案されているか。
3	消費者への訴求	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ふるさと納税サイトの活用など、農福連携の商品の新たな販路として活用できそうな方法を提案し、試行的に行う内容について具体的に提案されているか。
小計		30 点		
合計		60 点		

区分	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10 点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の取組の推進」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ----- ・ 地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ 事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ----- ・ 設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ----- ・ 経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10 点	A : 10 ~ 9 点 B : 8 ~ 7 点 C : 6 ~ 3 点 D : 2 ~ 1 点 E : 0 点	・ 事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ----- ・ 事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5 点	A : 5 点 B : 4 点 C : 3 ~ 2 点 D : 1 点 E : 0 点	・ 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ----- ・ 関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30 点		
個別事項	1	地域協議会の設立の推進に向けた取組	15 点	A : 15 ~ 12 点 B : 11 ~ 8 点 C : 7 ~ 4 点 D : 3 ~ 1 点 E : 0 点	・ 地域協議会を新たに設立する際に参考となる資料の作成方法が具体的に示されているか。 ----- ・ 上記資料の作成にあたって、地域の実状に応じて使いやすい資料となるような工夫が具体的に示されているか。 ----- ・ 本事業で作成した資料が、都道府県、市町村、農業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用され、全国での地域協議会設立につながるような取組が具体的に提案されているか。

					・地域協議会の設立や発展を通じた農福連携の取組の更なる推進に資する取組内容について具体的に提案されているか。
	2	ユニバーサル農園の設立・発展に向けた取組	15 点	A : 15～12 点 B : 11～8 点 C : 7～4 点 D : 3～1 点 E : 0 点	・ユニバーサル農園を新たに設立する場合や、既存の農園をユニバーサル農園として活用する場合などに参考となる資料の作成方法が具体的に示されているか。 ・上記資料がユニバーサル農園を新たに設立したい者にとって、使いやすい資料となるような工夫が具体的に示されているか。 ・本事業で作成した資料が、都道府県、市町村、農業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用されるような取組が具体的に提案されているか。 ・全国的なユニバーサル農園の設立や発展に向けた取組の効果的な方法や時期について具体的に提案されているか。
	小計		30 点		
合計			60 点		

区分	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△10 点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。